

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年度定期監査及び平成20年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長から通知があったので公表する。

平成22年10月5日

富津市監査委員 高橋 聖  
富津市監査委員 高橋 謙治

措置の内訳

○ 平成19年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
水道部 (各課共通) 管財契約課一括	(1) 随意契約の適正化について 随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	関係法令の趣旨を十分踏まえたうえで、随意契約の事由及び予定価格積算根拠について、適正な契約事務を推進するよう周知徹底しました。
	(5) 水道使用料の徴収について 水道使用料に係る債権については、公法上の債権から私法上の債権に解釈が変更となったことで、消滅時効が5年から2年になったので、悪質な滞納者に対する速やかな給水停止などにより滞納金の減少に努められたい。 なお、水道料金の収入確保対策として、地方公営企業法第33条の2の規定により、当該料金等の徴収事務を業務委託契約しているが、法律の条文においては、徴収と収納事務の区分がされていることから、委託に関する一連の手続きを実態に則した内容に是正されたい。	委託業者と連携を図り、滞納金の減少に努めます。  現在は、実態に則した委託業務契約により実施していません。

○ 平成20年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
水道部 (各課共通) 管財契約課一括	(2) 随意契約事務の適正化について 随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。	随意契約の事由及び予定価格積算根拠について、適正な契約事務を推進するよう、再度、周知徹底しました。
	(3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならぬものであるが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	機械器具及び備品の適正管理を徹底いたします。